

議長（滝内久生君） 次は、質問順位7番、1つ、南伊豆地域広域ごみ処理計画への基本的疑問点を問う、2つ、災害避難の困難さの早期解消を求む。

以上2件について、9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

9番（進士濱美君） いかくの進士濱美でございます。

今回、通告に従いまして一般質問、大きく2問、質問させていただきます。

まず初めに、南伊豆地域広域ごみ処理計画への基本的疑問点を問うというタイトルで趣旨質問を御説明申し上げます。

今日、質問に当たり、皆様のお手元に少量ですが資料を配付させていただきました。2枚で、これはあるジャーナリスト、井部さんというジャーナリストの方が、廃棄物燃焼排ガスの中から出るごみの実態、見えないごみの実態の集積写真ということで報道しております。これ、後にまた説明させていただきたいと思います。

早速、循環型社会構築に向けた方向転換のさなか、新たに脱炭素、地域資源の有効化・効率化といったスローガンを掲げ、全域的な規模でのごみ処理公共事業が国主導で行われていると見受けます。このごみ処理広域化も、かねて1990年の経済成長ピーク時頃より、全国的な規模で推進されてまいりました。それ以前、かねての地域内処理、いわゆる自治体内処理が原則でありまして、その当時には、2,000か所にも全国でごみ焼却場の数が及びました。それが現在は広域化、効率化という国の指導の下、1,062か所まで減っているとデータがございます。

これらの指導といたしまして、国の環境省のほうは、各自治体、県窓口にいたしまして、各県下の自治体に対してブロックごとの広域化をぜひお願いしたいというガイドラインをつくっておるところでございます。県のほうにお聞きしたところ、11月中にはそのガイドラインもできますというお話でございました。それによって下田市の今回続いております、南伊豆広域化ごみ処理計画が、それとすり合わせる格好で再構築をされ、交付金申請が県を通じ、国のほうに出されると思います。

その前に、広域化、規模の拡大をやってまいりましたこの30年間、その先頭を切っていた東京都では、現在それではどうなっているのかというのをちょっとお話しさせていただきます。かねて東京都では、東京都直営から直下のごみの増加の下に区のほうに直轄事例を下ろしました、郊外ですね。それゆえに各地域単位のごみ建設が行われ、最終的には江東区のごみの夢の島、皆様も御存じでしょうけども、そこに当初は搬入されておりました。それ

ゆえに、例えば杉並区の大量のごみが江東区を1日100台、200台のトラックが通過するという現象が起きまして、これは非常に社会面での大きな問題になっておりました。もう既に40年近く前になります。

この東京都の先頭を走ってありました広域化・効率化事業が、現在ではごみが何と足りておりません。不足してるんです。当時から比較しますと約4割減っております。その最大の原因は、もちろん御承知のように経済の低迷でございます。人口そのものは減っておりませんから、経済の低迷そのものだという部分で推測されておるわけです。この6割まで減ったごみの量が新たな問題を引き起こしております。つまり6割に減ったということは、稼働率が6割といたしますと、途中、休憩、オフにすると、ラインをオフにすると。あるいは一定期間オフにする、休むといった作業が時折行われております。よって、最も温度の高低を嫌う例のダイオキシン問題が再度発生いたしまして、それについて、新たな対策について東京都は頭をひねっているところでございます。

その拡大路線は依然続いております。その効率化の下に、現状では国の廃棄物処理事業費が、現状では全国で年間2兆4,000億円まで予算として膨らんでおります。防衛予算の半分近いごみ処理費になっておるわけですね。ここ数年は新たなこれスローガンといたしまして、御承知のように、脱炭素、広域化、地域の資源再利用化といった新たなスローガンをここに載っけてきているわけですね。やっていることは、従来30年間やってきました大規模化、効率化の内容は全く変わっておりません。変わっているのは交付金の増額でございます。従来、3分の1がずっと来たんですが、現状では御承知のように、今回の問題につきましても2分の1、ほぼ半分が国からの助成金という格好で、地域の弱小の自治体でもごみ焼却場の建設ができるということになってるわけですね。

そこで、ここ数年間の地域廃棄物の実態、地域と申しまして、特に賀茂1市3町でございますが、実態をお互いに確認の上、地域の将来に備える整備事業とそれがなり得るのか否かという観点から質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まず第1、南伊豆地域のごみ処理事業の広域化として、平成30年度まで計画されていた下田市、南伊豆町、途中参加でありました松崎町の1市2町による南伊豆町湊地区、現南伊豆町の焼却場跡でございますが、の事業が白紙化にされました。これも一部民営化の部分に関連してくるわけございましたけども、途中、下田市をはじめ、他町もちょっと折り合わないう部分で議会の説明も受けておるんですけども、ここで改めて、なぜ具体的にここで折り合わなかったのか、どこが一番折り合わなかったのか、これを明らかにしていただきたい

いと思います。

2としまして、地域の自活力を取り戻すことが大切との声が高まっております。その前提となる重要な情報の共有が住民、行政側、そして議会側でこれが進んではいないんだろう、進んでいないのではないかという思いが、最も今回の事業計画では浮き立っていると思います。その事実といたしまして、台所から始まるこのごみの処理の問題、将来の形が住民の方に見えておりません。現に下田市でも、一部の方でございますが、主婦を中心とした将来の下田市ごみを考える市民の会も立ち上がっております。こうした方々の御意見もたまさか私も伺いますが、なかなか情報というものが伝わっておりません。ましてや下田市以外の3町、西伊豆、松崎、南伊豆、これの議員さんも情報が定かでない。実際にお尋ねして、それ、確認できたわけです。よって、その細かな現状の地元であります住民の方が、自分たちが出しているごみが今後どうなっていくのか、どれくらい経費がかかっているのか、今後は減らしていったほうがいいのか、それとも何らかの資源回収をしていくのかといった将来的な手だてが見えておりません。

よって、この実態の現状について、粘り強く、実は行政のほうにもお願いをしたいところでございます。もっと有効な手だては、現在の構想以外にも有効な手だては果たしてないのかという部分も含めまして、より多くの人々が自覚した上で、この賀茂地域のごみ処理について、将来性の計画に参画していくというものを求めるところでございます。

折しも地方分権というのは地域創生を発端にいたしまして、これから地域の皆様が自分で足を立って稼ぐ力を養ってという、地域を自ら律していくという、こういった社会的な新たな動きが全国的に動いてるわけですね。その中で下田市、そして南伊豆地域の他町も一緒にやっていかなければならないと思います。その一端としての、このごみの処理、広域化というのは、エネルギー問題も絡めた中での計画になるだろうということは免れません。循環型社会には有利な地域性をどう生かすことができるのか、住民を多く、さらに今後も巻き込み、推進すべきと考えますが、これについて改めてどういう方法でやっていけるのかについて、具体的にお話を伺いたいと思います。

3つ目といたしまして、ごみ焼却施設の立地選定には最大の慎重さが求められます。実はこの3点目につきまして、私が今回の趣旨質問をした最大の理由でございます。まず、効率等、経済採算性の問題は当然ながら、これは重要でございますけれども、それ以上にもっと重要な問題は、地域の住民、そして目の前にいる子どもたち、中学生、こういう人たちの健康を兼ね合いが、どう兼ね合っていくのか、その中で採算性がどう折り合っていくのかという

問題であろうと思います。何よりも環境問題につきましては、従来より東京都をはじめ、自動車大気汚染、水質汚染等々が一応の落ち着いたきは見せてはおりますけども、今回の構想による100%燃焼につきましては、非常に疑義があるという部分で、健康被害への関心を中心に質問をしたいと思います。

自動車の排ガス、工場排出物など特に厳しい規制が敷かれております。ごみ焼却施設もその1つであります。特に排出ガスには法規制基準が厳しく求められておりますが、それでも可能な限り、居住地域とは隔絶されることが暗に求められております。

現時点では下田市敷根地域、現清掃センターでございます、との構想でございますが、あくまで構想でございますが、現状の敷根地区には御承知のように約200名近い認定こども園、幼児、保育園児が7か月の乳児から通っております。5歳、6歳、5年間、あそこに通うわけですね。それから小学校、各自過ごしまして、再度、統合中学に3年間、戻ってまいります。合計8年間、あの地域で子どもたちが成長すると、日がな成長するわけですね。

これにつきましては、長きにわたるごみ焼却排ガスの影響下で成長するのでありますから、もちろん周辺の団地住民の方、それから反対側の敷根住民の方も少なからず暮らしておるところでございます。さらには、下田市の33メートルという南海トラフ想定津波浸水を考えますと、特に旧町の住民の方は不安を抱いており、高いほう、高台への移住、居住移転を希望する者が今後もさらに増えてくるだろうと予想されます。

健康対策といたしまして、環境のアセスメント、排ガス除去設備、いわゆるバグフィルターと呼ばれるものでございますが、これが主な対策となっております。いずれも、かねてよりこれらは疑問符のつく対応策でございます。排出物の除去には、多くの焼却場施設で現在ではバグフィルターという、これは排機能と呼ばれておりますが、排機能のバグフィルターが採用されまして、法規制である、特に規制の強い6物質の除去率、これが99.9%除去されているという、これは国の認定でありまして、この基準の下、バグフィルターが現在の下田市にも活用されております。全国ほとんどがこれでございます。

他の無数の重金属、微小粒子物質への配慮はなぜ必要ないと言えるのでしょうか。それともほかに排出物、排ガスより出ていないと、これは判断するのでありまじょうか。殊に今回、福島原発事故の放射性物質と、その瓦れき処理をきっかけに、焼却場のバグフィルター性能の実態が実験的に不安視されているところであり、今回の施設では、新たな構想施設では、それが大丈夫との認識があるようであれば、その根拠をお示ししていただきたいと思っております。

今回の構想段階では、1市3町の1日当たりのごみ焼却量が従来の69トンから58トンに減量しています。想定ですから、見積数値の多少の変動は、これはあるでしょう、承知しております。これで従来述べて、見積もられておりました本体の建設費用は約106億円から90億円に減るのかなという、単純な計算ができるわけです。1トン当たり建設費は、これでも1億5,500万円という数字が出ます。ごみ焼却場の建設に当たりましては、どういう建設費のコストの出し方を出すかといいますと、ほぼ1トン当たり焼却量が5,000トンなのか、1万トンなのか、1日当たり処理量によってごみの焼却場建設コストがほぼ決定いたしておるようでございます。これは各業界からの発表でございます。よって、その計算どおりに従いますと、下田市の建設コストの場合は、1トン当たり建設費が1億5,500万円として見越しているのでしょうか。現在の段階の予算の妥当性を、これをお示ししていただきたいと思いません。

コンサルタント作成の構想につきましては、ごみ量の動向や減量計画、また民営化による運営、契約額の想定なども質問、議論の余地はございます。まずは今回はごみ広域計画、構想計画につきましては、初段階についての質疑、基本的な質問を以上の内容に質問とさせていただきます。

それからもう一点、質問事項でございます。例年、各地で自然災害に見舞われている中、災害にも伊豆地域での多大な直接、直撃被害は長らく発生しておりません。それゆえ、この時点では災害への対応を強化、実効的に減災事業を整備する格好の機会とも言えます。

しかしながら、災害対応には非常に複雑な局面がございます。新たに今回のように新型コロナウイルス感染の避難、避難所での問題、より一層、避難所での在り方を難しくしているところがございます。

今回は、この住民の緊急避難について、織り交ぜて御質問いたします。

1、避難要支援者、これは自分の力で避難ができない方を示します。避難要支援者の安全避難体制づくりに向けまして、まずその人数把握等の実態、現状の実態、支援者確保、それに対する支援者の確保は見通しがつけられているのかどうなのか。恐らく相当難しいと思えますけれども、また、その支障となる原因はどういったところにあるのか、行政のほうでつかまれていることがあれば明らかにしていただきたいと思いません。

また、こうした難しさ、要支援者の避難の難しさにつきましては、国のほうも重々承知しております。全国各地で難航する避難要支援者の個人をカルテ化する個人カルテを作るという案がございまして、これが大分浸透してまいりました。これにつきましても、政府は新

たに1人当たり、カルテを作成する場合にはお金もかかるでしょうということで、今年の報道にございましたが、1人当たり7,000円程度の費用を負担しましょうという発表を今、煮詰めているところだと思います。既にもう先行事例を作成してる地域もございます。下田市におきましては、この個人カルテ作成の進行状況は、今後どう進めていくのか。また、困難な事情も含めて明らかにしていただきたいと思います。

最後に、津波浸水の避けられない、特に旧町の避難に相当の困難さが推測されます。その1つに、人口集中の旧町内避難ビルが全て解除されたことにございます。そのこととも相まって、さきに述べました避難要支援者対応を煮詰めるとき、最終の最終避難手段といたしまして、自動車の使用は避けられないものと推測され、既に東日本大震災を経験した東日本の自主防災レベルでは、最終的には自動車を使用するという相互了解もできております。こうしたものを参考にしながら、車の使用も下田市においてもやむを得ないものと思われませんが、さらには4中学統合を目前に控えまして、緊急避難道路としての役割が期待される岩下道路の拡幅等の整備が重要さをさらに増してまいりました。この距離といたしますのは、例の佐倉医院さんの三角地点から下田市消防詰所まで約980メートルだったと思います。1キロに満たないという短い県道でございます。かねてより地域住民より、これは生活道路としての安全性の確保を何とかしてくださいと、県、下田市への要望書提出がこれまで三度行われております。その結果、一部退避所程度の設置はできておりますが、ごく一部でございまして、通常の乗用車のすれ違いはできません。

最後に住民から要望されました行動といたしますのは、平成29年度、これは岩下地区の皆様、区長さんをはじめ、関連地域の住民の方の署名、1,181名集められまして、これが県知事宛て要望書を提出されました。このときには副知事も参席され、森県議、地域振興局長等々、参席いただきまして、ひょっとすると松木市長も当時土木でしたからいらっしゃったかと思えますけども。そのときに副知事も、そうですねと、これは決して拒むものではない。道路の拡幅・改善につきましては昨今、法、手法が変わりまして、即座にノーと言えるレベルのものはございませんので、ぜひ努力して、ぜひ地元優先と、地元が率先して、ぜひお願いできればという、こういう説明なさってございましたが、その足で市長室に皆様と一緒に、私も同席しましたけども、その後の全く進展がございません。児童のさらなる通学、住民の最終避難道路といたしまして、整備をこれ以上、先延ばしすることは重要な後悔を生みかねないものとして、再度ここに進展するよう求めますが、所見をお示ししていただきたいと思いません。

以上、大きく2点、趣旨質問にございますけども、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいま進士濱美議員の御質問にありました、南伊豆地域広域ごみ処理計画への基本的疑問点を問うということで御質問をいただいておりますので、順次回答をいたします。

初めに、南伊豆町提案の広域化事業の白紙化の具体的理由をとの御質問でございます。南伊豆町の提案に下田市が不参加を表明した理由としましては、民設民営方式であったことが挙げられます。この南伊豆町より提案がありました民設民営方式という事務手法では、民間の会社が建設をし、所有権、運営権を持っているということから、市町の公共団体の運営の関与が難しくなる、乏しくなる、あるいは平等な組織参画が難しくなると。それから災害時の対応など、運営管理の面で不安が多いと。そういったところから広域で整備するメリットが失われる可能性が大きいという判断の下、下田市は不参加を表明し、また、その後、松崎町も不参加を表明して白紙となったものでございます。

それから2番目に、住民を多く巻き込んで推進すべきではないかといった御質問かと思えます。先ほどの佐々木議員の答弁の中でも同じことを申し上げましたけれども、人口減少、あるいは高齢化が進むこの賀茂地域というところで、老朽化した焼却施設を今後どうしていくか、今回これが共通の課題であり、多くの行政事務と同様に、ごみ処理についても広域化が求められております。殊に循環型社会というものを構築していくことは、持続可能な暮らしに向けて地域全体で取り組むべき最重要課題と認識しております。3Rあるいは4Rの取組によりごみを減らし、これにより焼却量を最小化していくことを目指してまいります。今後、住民、事業者など、ワークショップ等を開催して議論を重ねて、御理解、御協力を得て進めていきたいというふうに考えております。

それから3点目のバグフィルターの性能についての御質問にお答えします。環境省によりますと、バグフィルターは0.1マイクロメートルレベルまでの微粒子を除去可能な装置であり、ほぼ完全に微粒子状の灰を除去することができる。また、御指摘の放射性物質についても、バグフィルターでは0.1マイクロメートルの粒子をカット、つまりシャットできることから、ほぼ完全に放射性セシウムを除去できるというふうにされております。現施設の公害測定の結果におきましても、これまでもお示ししておりますけれども、いずれも国の定めた

基準値を下回る安全な水準にありますし、新施設では、さらに環境性能に優れた排ガスシステム、昨日、橋本議員の御質問の中でもお答えしておりますような設備を導入いたしまして、環境負荷のさらなる軽減を目指していくこととしております。

それから最後に、ごみの施設規模を69トンから58トンに減量した上での事業費の予算の妥当性という御質問かと思いますが、これまでも御説明をしておりますとおり、現在、可能性調査で示しております事業費というものがメーカーアンケートの平均値によるものでございますので、来年度実施する予定でございます施設整備の基本計画におきまして、今回の基本構想で想定する58トンという施設規模等を踏まえて、より詳細な検討、見積り等を行う予定であります。事業費についてもその中で算定することとしております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所としましては、災害時避難行動要支援者の安全体制について回答させていただきます。

福祉事務所におきましては、災害時避難行動要支援者名簿の作成を行っております。令和2年度末時点、市のデータによって75歳以上の独居高齢者及び75歳以上の世帯、あと介護保険の要介護3から5の在宅者、あと身体障がい者、肢体・視覚・聴覚ですが、1、2級の方、それと療育手帳Aをお持ちの方を要配慮者として、3,468人を確認しています。この3,468人の要配慮者の数を基に、区長、自主防災会長、社会福祉協議会、地区民生委員等に情報提供するために、本人たちの同意を得て、災害時避難行動要支援者名簿を作っております。その記載されている登録人数は1,211人となっています。

令和3年度におきましても、まだ災害時避難行動要支援者名簿への記載を同意されていない方に同意をお願いする文書をお送りして、名簿を充実して、今年度も更新する予定であります。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改定によって、要支援者名簿の登録者を対象に個別支援計画を作成することが市町村の努力義務となりました。その努力義務を受けまして、福祉事務所では令和4年度から個別支援計画策定の事務を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうからは、県道下田南伊豆線の拡幅整備についてお答えさせていただきます。

市民のほうから拡幅要望を受け、道路管理者である静岡県からは、地元や地権者の同意が得られれば事業着手は可能ではないかという回答はいただいておりますが、関係する地元区は、複数軒連なる移転を伴う全線拡幅には難色を示しているところがございます。事業実施には沿線の権利者の家屋移転の協力が不可欠であり、今後も地元での合意形成を期待しているところがございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 御回答ありがとうございます。

議長、一問一答でよろしいですか。

議長（滝内久生君） どうぞ。

9番（進士濱美君） 先に順番で伺います。

南伊豆との最初の白紙化された件でございますけども、あのときはたしか南伊豆のほうから資料頂きまして、民民というPPPですか、通称PPPというのかな、PFIがPPPという、全てが民営化と、資本まで民営化という部分で、そこで折り合わなかったのは、やはりちょっとその辺がもう一つ疑問なのは、ごみの量の問題で、いわゆる民間がなぜごみ事業に、公共事業に入ってくるかと申しますと、収益が一定の確保ができるという中の下に公共事業に参入するわけですね。そうしますと、その収益の基盤をつくるごみの量で料金計算は、今でもPFI等はされると思いますけども、その辺の食い違いというのは当時出なかったんでしょうか。その兼ね合いによっては、今回の構想の問題も微妙にPFI、いわゆる民間運営が絡んできますんで参考にしたいと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 南伊豆町との白紙化したところの経過というのは、申し訳ありません、私、詳細なところは承知しておりませんが、民間が運営するというところで、ごみの量の確保というものが民間としては求めてきていたというふうなことは、あったというようなことは承知しております。ただ、今回、下田市のほうで進めている計画というのは、基本的なところは公設民営という流れを基本としたいということで、今後、来年度、PFIということで、民間資金の導入という検討もいたしますけれども、最終的なところはその結果を見て判断されるというふうに予定しております。ごみの量につきましても、構想等でお示ししたとおりでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 多分、その辺がネックになって、収益的な問題が非常に意見が分かれるところであるのかなと思うんですが、今回の構想につきましても、ごみ量によって民間は収益を発生させるわけです。よって、分かりやすく言いますと、ごみ量を減らす努力、再資源化、分別、やっていく努力をこれ住民の方、下田市の場合、2万人、やっていきますね。他町3町も巻き込んでいく、努力をするわけです、台所から。そうしますと、ごみ量がどんどん減ると。もう半分、先ほどの計算でいきますと、プラスチックと紙量が約7割になっておりますので、その気になれば、2年、1年で7割減ということも空論じゃないと思うんですけども。

そうした場合に何が発生するかといいますと、現状で58トンで契約した場合に、ごみ量が半分になる、30トンになると、処理量。収益が赤字になるんですよ、これ、民間企業の。民間企業、どうしますか。普通なら撤退しますよね。あるいは下水道や水道事業の一環として一般会計の繰入れ、こういう問題が発生するわけです。住民の方が努力して、ごみを減らす、減らすと努力をしながら、生活改善をする結果が、一般会計の繰入れという、これ、とんでもない話になる可能性もないとは言い切れないと思います。こういう矛盾が発生するわけです、ごみが減れば減るほど。そういうものを今回の構想はぎりぎりの段階のレベルしか賀茂郡はキャパがないということなんです。ぎりぎりの段階だと思います。

ですから、富士であるとか、沼津であるとか、焼津であるとか、10万、20万都市であれば、これ、民間が喜んで入ってくると思います。それはそれでよろしいと思いますけども、現在の1市3町の難しさというのは、西伊豆から1時間20分かけてパッカー車が持ってきて、こういう問題、運営の問題、回収の問題、綿密に計算がされておられません。地元の自治体もほとんど知りません、議員さんなんか。そういったものをもろもろ総括的に踏まえた中で、このごみの構想の効率化というのを話し合うべきだと思うんですけども、非常に弱いという部分を感じております。

ですから、課長、御説明いただきましたけど、市長、今日午前中に素晴らしい回答をいただきました安心しております。実は最後の最後に、まず前提としてごみの減量だと。それから住民の努力をお願いすると。分別もどんどんやると。そうしますと、ごみというのはあっという間に7割減も可能だと思います。こういう発言を、これからそのためにはワークショップなり、これからやっていきたいという発言をなさいました。これで全て片づくと思いません、全てが。と、私はもう結論を出しとるんですけども。そこからの仕事になるんだろう

と思うんですね。

ですから、課長がおっしゃった、そのワークショップも大事だよという部分も、これからもう少し日程を煮詰めて、きちっと示してやっていただきたいと思います。そこは市長、もし追加の御意見があったらお願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 私どもの取組について御理解いただきまして、ありがとうございます。これまで地元説明会という形はやってきているんですが、説明会というのは、私どもがまさに行政の考えてることを市民の人にお伝えするという、ある意味、一方通行になります。そこでいろんな意見を出してくださる方、いますけれども、一緒に考えるといったのは、それはちょっと違うんだろうと思います。昔の形は、よく、よらしむべし知らしむべからずで、どんどんやっちゃう。で、意見なんかなくていいみたいな形だったんですけど、現在は違います。皆さんの意見を取り入れながら計画を進めるというのが望ましいと思います。

ですから、先ほど担当課長も申しあげましたように、これまで説明会ということはやっていますが、今度は循環型社会の実現を目指した形での市民と行政がみんな一体となった形でテーブルを囲んで、様々な検討をする、暮らしを変える、ごみを少なくする、その上で最終処分に向けてどうやっていくのかといったことも議論させていただきたいと思います。

なお、繰り返しになりますが、基本的には今、都市計画決定されているあの場所において、なるべく環境性能のいいものをとにかくいろいろと勉強して、そして量的にもできる限り減量を行って、みんなの力でこの新しい循環型の社会を目指してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） はい、分かりました。

次の問題点、ちょっと移らせていただきますけども、先ほど安全神話に近いようなお話を環境対策課長さん、おっしゃいましたけど、環境省がそうおっしゃってますから。99.9%安全ですよという部分が分かります、これ、公に話しておりますから、発表しておりますから。実はこれ、非常に私ども議員も素人、皆さんも素人。そうした中で、ナノミクロンを争うような微妙な判定検証については、これ、話し合うことはほとんど不可能だと思います、私も承知してあえて聞いておりますけども。そうしますと、あとはもうプロの研究者なりに頼るしかない、そういった情報をいただくしかないという部分で、私もそれなりに思っております。

こういうバグフィルターが脚光を浴びたのは、1つにはダイオキシン問題が発生をして、それゆえに高機能のフィルターとしてバグフィルターという開発がされたわけです。これは種類はたくさんございます。AランクからCランク、もう掃除機のごみのあれまでフィルターですから、無数にフィルターの能力差はあります。最高レベルのフィルターと申しますのは、原子力発電所の排ガスに用いられるH E P Aフィルターというものがございます、これも億単位の金額でございますけども。これらを含めて、その7番目、6番目辺りが一般のごみ焼却場、下田市も含めて全国で許可されてるバグフィルターというものです、通称です。これをどこまで排ガスが捕捉できるかというもので基準が決まっております。その基準設定のテストもJ I S規格で決まっております。全てが決まっております。そうした中で幾つかの争い、見解の違い等が裁判にまでなっておるわけです。

そうしますと、例えば皆さんに先ほどお配りした「焼却炉のフィルターをくぐり抜ける」というタイトルで、ジャーナリストの現在アジアプレス・インターナショナル、井部さんという方が、現場写真をこれ掲載しております。これ、私も偶然見つけたんですが、実はこれ、この方は一般の廃棄物の取材に行ったのではなくて、福岡の原発の放射性瓦れきの燃焼が最高レベルのH E P Aフィルターで除去できるかという部分の検証に行かれたんですよ、この工場に。そしたら、たまたま一般の焼却場に織り込まれてる、煙突に織り込まれるサイレンサというものです、ちょっとエンジンみたいですけども、これで一般送風や種々の音を消すんです。市街地はみんなこれが入ってます。ほとんど入ってます。大きなものはほとんど入ってます。それを定期的に清掃に持ってきて、クリアにするわけですね、と説明になってるわけです。私もこれ、どこの会社なんか知りませんが、その社長さんの記事によりまして、これ、大豆か小豆か小麦の粉かなと思ったんですが、触ってごらんさいと、手にずっしりと重いでしょう、この記者の方に、これ重金属ですよ、ということなんです。これが現在、バグフィルターを通過して、時折、修理工場に持ち込まれているということなんです。東京都もそうしてます。これで一切出ておりませんという話がどうも、どうしたのかなという部分になってくるわけですね。

こうしたものをめぐって、あと、たくさん論文や検証がございます。例えば弁護士会で理学博士でもある梶山さんという方は、全国、ごみの問題点について講演してまいりましたけども、その中でさらにびっくりしたのは「たたかう住民とともにゴミ問題の解決をめざす100人の弁護士の連絡会」というのが日本にはあります。こういう組織はほかにございません。いわゆる談合問題が主流なんですけども、それをテーマに弁護士がつくわけですね。そ

れとつれづれにこの排ガスの問題、放射能ガスの問題が伝わってきてるわけなんです。そうしますと非常に疑義を呈するような論文が幾らでも出てくると。

東京都もそう発表しております。東京都健康センターというところなんです、ここでも発表しております。これ、出ておりますと。多くの、大きな粒のものは、自動車や土壌から排出されますが、ナノミクロンレベル、1ミクロン以下の小さなものは全部抜けてしまいます。それがほとんど現在の大気中に漂ってるという論文発表をしております。東京都です。

それから、矢ヶ崎克馬さんという琉球大学の名誉教授、理学博士の方も、これバグフィルターの特性について検証しておりますが、ほとんどもう駄目だと、6割程度しか除去できないということをおっしゃっております。あと、日本消費者連盟でも検証しております。これも発表しております、駄目だと。

最近では浜岡原発の瓦れきは皆さんで手間して燃やしてあげなさいよと、下田市が一番先に手を挙げましたが、あそこで焼く前にテスト検証しましたね、放射能瓦れき入ってるもの、したんですよ、バグフィルターで塞いだと、そしたらもう60%しか取れなかったと。それで広域の瓦れき、広域処理が中止になったんですよ、全部。現在やってませんよね、どこも。そうした食い違いがある中で、環境省がどういうなのか、これはもうデータの張り合いに最終的には行くんだらうと思うんですけども、その辺は課長はもう少し詰めて、データの検証できるでしょうか。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

9番（進士濱美君） はい。

議長（滝内久生君） 15時30分まで休憩します。

午後 3時15分休憩

午後 3時30分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁をお願いします。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、先ほどのバグフィルター等の件の御質問にお答えいたします。

バグフィルターの規格ですとか、そういったものはJIS規格等で決まってるよというふうなことで先ほど進士議員もおっしゃってましたけども、全くそのとおりでございまして、環境の測定ですとか、そういったもの、一切のものも法律、それからそういったJIS規格等で本当に細かく定められております。環境基準というのが環境基本法というところで定められておりまして、人の健康奉仕、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるというふうに規定されており、また同じ条文の中で、常に適切な科学的判断が加えられると、必要な改定がなされなければならないというふうに規定されております。

先ほどの進士議員が示していただいた資料ですと、2012年というふうになっているようでございまして、私は今回、答弁のほうで見た資料というのが、環境省のほうから出されているものが平成25年ですので2013年になるかと思えます。2013年に出された段階で、こういった資料にあるような方の意見ですとか、あるいは先ほど示していただきました研究成果ですとか、そういったものの知見が検討された上で、平成25年の環境省チラシを出して、これ、つい数日前に資料をダウンロードしたばかりですので、これまでも今、同じ見解で運用されているもの、そういうものであるというふうには私は認識しております。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 時間がありませんので手短かにやらせていただきます。

そうですね、こうした環境汚染に対する基準というのは年々厳しくなっております。私ども分かりやすいのは自動車の排ガスの問題は何度厳しく段階的にやられて、ハイブリッドまで生んで、今度は電気自動車というふうに来てるわけですね。当然、厳しくなっていくんではありますが、やはりごみの煙突から出るごみというのは、人知ではなかなか把握し切れてないというのが実態のようです。JIS規格が細かくしてるのも、それも年々変化しております。

先日に私、はたと見たのは、新聞広告の中に、フィリップモリスというたばこのメーカーがございまして、これ、世界トップの化学会社です。世界トップです。桁違いの化学会社が、たまたた我々はたばこでしか知りませんが、全面広告の中で、紙たばこは燃えることで6,000種類以上もの化学物質を出すと。これ、私もびっくりしました。何で6,000も入ってるのということなんですけども。聞いてみましたら、いわゆる従来の物質は十数種類だと。しかし熱を加えることによって、50度、100度、200度に熱を加えることによって、変化した物質がまた変わると、合成になると。合成した物質がまた100度に行くと、今度は分解して、

また違うものになると。こうして最後には、化学変化というのは6,000種類以上まで出るという確認はされていますという広告なんですよ。だから、電気たばこを吸ってちょうだいという広告なんですけども、なかなか巧みですけども。実際はこうだと思います。ですから排ガスについても、従来、立ち止まったままの基準で大丈夫だよということではなくて、ぜひ一生懸命、検討していただきたいと思います。

それからもう一点、気になってることがあって、環境アセスの問題が先ほどから言われておりますが、市長、環境アセスが1年半かけて、それから結論によってゴーということなんです。環境アセスについても非常に課題、問題が多いです、日本の場合は。これ、アメリカから始まりまして、1960年辺りから始まって、ダイオキシン問題から急遽、環境アセスもやりなさいと、市長はプロでしょうけども。一定レベルのごみ焼却場についても、やるのが好ましいという段階になってるわけですね。しかしながら、調べた限りでは、国内でダムの造成、道路、種々の工場、飛行場、それから排ガス、それからタンク、種々の工業製品の造成については環境に及ぼす影響調査、いわゆる環境アセスが義務づけなんですよ。その後の義務づけが厳しくなった後、行われた環境アセスが全国で1,220件あるそうなんです。

議長（滝内久生君） 残り5分です。

9番（進士濱美君） はい。

そしたら、ノーと言われたのがゼロなんですよ。これ、ゼロなんです。ゼロです。移転も何も、修正もないです、ほんの修正だけで。これ、結局どういうことかといいますと、コンサルタントが下部会社として、その環境アセス会社を運営してるんですよ。あるいは三菱重工であるとか、何々工業であるとか、大手の企業が環境アセス調査部を持ってるんです。いわゆる自分が建設するところの環境アセスもやるんですよ。そういった形でやるものですから、通称、学者の間では、環境合わせ法だと、アセスじゃないですよ、合わせ法だという俗称は当たり前です。こういったものがありますから、より慎重な姿勢をお願いしたいと思うところでございます。

それから、ごみの問題はそれで回答は結構です。

浸水の問題で1点、最後に、時間がありませんけど、課長、御存じかどうか知りませんが、自治体向けに保険ができましたよね。避難勧告が外れた場合に、災害救助法が適用されない場合ですね、大きな地震以外、約1割しか災害救助法が適用されませんから。そうしないと皆さんの油代とか、衣服とか、食料が適用されないわけです。来ないわけです。それ以外、外れるのを嫌って、避難勧告の自治体の難しさがあるという課題があるんです。それに対す

る保険なんですけども、これはもう既に数百自治体が加入してるんですが、御存じでしょうか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 申し訳ありません、災害指定についての保険は、私は承知しておりませんでした。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 分かりました。今申し上げたのは、確認したんですけども、昨今これが人気がありまして、加入が大分増えてるようなんですよ。いわゆる避難勧告を市長判断で出すんですが、非常にいわゆるコストが伴うわけですね、リスクが、外れた場合とか。これが9割だそうなんです、実験の例によると。それを嫌って、勧告が遅れたりするケースというのを危惧されるわけです。それが外れた場合に、保険に加入していれば、外れた場合でも何らかの処置は出しますという保険らしいんです。これ、市長会とか議長会で提案されまして、今、大分はやってるようです。ここ2年ぐらいの話だと思いますけども、ぜひチェックをお願いいたします。

それから、例の最終的に個人避難カルテの作成はいかがでしょうか。民生委員が主になると思うんですけど、あと自主防災との関係とか、消防団の支援とかあると思うんですけど、その辺は算段はどういうふうにとっておりますか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 個別計画の作成につきましては、基本的に個別計画は御自身でつくるものです。自分で避難する場所を確認して、どなたが私の支援に当たってくれるかというのを記載するものなんですけど、近所に御親戚がいなかったり、知人がいなかったりということで、御自身では支援者を確保できない場合、それは行政のほうで調整しまして、自主防災会であったり、民生委員さんであったりという形で支援してくださる方を確保する、手助けすると、そういう部分での仕事は福祉事務所の仕事と思ってます。

9番（進士濱美君） 以上で終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、9番 進士濱美君の一般質問を終わります。